

## 対人援助職としての保育者を考える ——保育者支援の必要性——

### Thinking about Childcare Workers as Interpersonal Support Workers: Need for Support for Childcare Workers

早坂 聡子

Satoko Hayasaka

#### はじめに

それぞれの地域で育つ乳幼児期の子どもたちの保育・教育に携わり、子育て家庭への支援を担っているのは現場保育者たちである。実践者であり続ける保育者たちは、戸惑い悩みながらその職務と向き合っている。子どもたちの豊かな育ちを保障し、子育て家庭への安定した支援を保障していくためにも、実践の場に立ち続ける保育者を支えていくことが必要であると感じる。

対人援助職としての保育者に焦点をあて、自己覚知、自己理解の重要性について考察を試みた森重ら（2008）は、保育所保育指針に「地域における子育て支援」が明記されたことにより、従来の保育専門職としての乳幼児に関する教育や保育の知識・技術、遊びや発達支援といった専門性のみならず、地域において家庭の子育てをいかに支援するのかということがいっそう求められてきてるとし、心理臨床場面における自己理解について事例をもとに考察している。対人援助における共感的理解を図る上で必要な、援助者の自己理解が自身の果たす役割の理解につながり、その専門性を深めることができるのではないだろうかと述べている<sup>1)</sup>。

本論考では、保育者たちの心と身体を守り、実践を積み重ねていけるよう「保育者支援」「自己理解」という視点から、保育者に求められる業務内容の背景や実情と併せ、それに伴う「感情」「心」について先行研究と実践を交え整理する。

現場保育者自身がその実情を俯瞰的に見つめ、頑張っている自分を認め、自らの中に生じる感情の揺れや苛立ち、不安感や負担感を客観視し、温かな感情を取り戻すきっかけとなってくれることを願っている。

〈本文中に使用している用語について〉

保育者の勤務する機関に応じて、幼稚園教諭、保育士、保育教諭などと使用されているが、本論

考では「保育者」で統一する。保育所保育指針並びに保育所関連の政策を中心に論じるため、「保育士」との表記も含まれるが、引用元を優先する。また、本文中の「保育者」については、乳幼児期の子どもたちの教育、保育、養護、指導に携わる全ての者を対象として論じる。

## 子育て支援が保育者に求められるようになった背景

### 少子化対策と法改正

わが国において、政府が、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、子育て支援の対策に取り組み始めたのは、「1.57ショック」がそのきっかけとなった1990(平成2)年以降のことである<sup>2)</sup>。1994年に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」が策定され、その後様々な少子化対策が策定され実施されてきた。厚生労働省発表による2022(令和4)年の我が国の合計特殊出生率は1.26となり、過去最低を記録した。人口を維持していくために必要とされる合計特殊出生率は2.06から2.07といわれている中、子育て家庭への様々な支援は国を挙げて取り組むべき最優先課題となっている。

1990年代は、少子化、高齢化、核家族化、共働き家庭の増加、障害者の自立と社会参加の進展など社会福祉へのニーズの拡大や多様化の問題が、社会全体の課題として取り上げられるようになった。福祉の分野に浸透してきた「様々な困難を抱えるすべての人が豊かに生活するために」というノーマライゼーションの視点も加わり、各分野で様々な施策がとられるようになった。1998年に中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会から出された「社会福祉基礎構造改革について(中間まとめ)」を受け所得保障、医療保障と合わせ、社会福祉の基礎構造の抜本的な改革が行われた。この一連の改革が「社会福祉基礎構造改革」である。児童福祉施設である保育所も同様であり、保育士に求められる業務内容や援助の対象も大きく変化した。児童福祉法の改正(2001)に伴い保育士は、「児童福祉施設において児童の保育に従事するもの」から「保育士の名称を用いて、専門的知識および技術をもって、児童の保育および児童の保護者に対する保育に関する指導を行う」と改められた。

### 保育所保育指針改訂と子育て支援

国の政策や根拠法である児童福祉法の改正に伴い、保育所の基本となる考え方や保育内容を定めている保育所保育指針の改訂も行われた。保育所保育指針の変遷において注視すべき点は、保育所の子育て家庭への支援が努力義務であった1999(平成11)年の第2次改訂から、保育士の子育て家庭への支援の役割(保護者に対する保育に関する指導)が定められた2008(平成20)年の第3次改訂が、大きな転換期となっているということである。第6章「保護者に対する支援」が位置づけられ、1. 保育所における保護者に対する支援の基本、2. 保育所に入所している子どもの保護者への支援、3. 地域における子育て支援の項にはそれぞれ具体的な内容が示された。従来からの保育業務に関する知識や技術に加え、相談業務に関する専門性も兼ね備え、その実務に当たらなければならなくなった。専門機関との連携も示されているが、緊急度の高い児童虐待増加の問題や子どもの貧困問題、外国籍の子どもや保護者への支援、合理的配慮が必要な子どもや保護者への対応、更に保

護者自身に合理的配慮が必要なケースなど、その相談援助においては入り口として出会う保育者が、見極めや判断という観点からもその専門性を発揮して援助に当たるといふ枠を超える知識や技術が求められているのではないだろうか。

また、2008(平成20)年の改定は、初めて幼稚園教育要領と同時改訂となり、3歳以上児の教育、教育課程の編成と評価、研修など様々な内容が加わり、保育時間以外の業務が大幅に増大した点も負担感の増大につながっている。現行の2017(平成29)年の改定は、幼稚園教育要領、認定こども園教育・保育要領との同時改訂となり、幼児教育機関としての位置づけや0、1、2歳児の保育の充実、研修体制の強化など、重要な内容が新たに加えられている。

### 保育者が抱える負担感

#### 保育者の早期離職・バーンアウト

井上(2022)は、保育者の離職について分析することは、幼児教育・保育の質の維持・向上、保育者が持続的に働ける環境づくりという観点からも今後の幼児教育や保育を考えるうえで重要な課題であると言えるが、現時点では保育者の離職に関する問題の改善が十分に進んでいない点を指摘している。「保育」「離職」の語句を論文タイトルとした先行研究の分析から、①就職前の離職予防策、②就職後の離職予防策、③離職を防ぐ制度のあり方、④中堅保育者が離職しなかった要因の4つのタイプに大きく分けられ、保育者の離職について多様な観点から分析されるとしたうえで、保育者の離職をめぐる研究が、保育者の仕事は子どものために自己犠牲をいとわない高尚な仕事だと思われていることに問題意識をもっていない点、早期離職の予防に関心が集中し定年まで続けられるようにするための対策についてあまり取り上げられていない点が課題であると述べている。また、保育者の離職に関する研究が比較的新しい研究だということ、保育者の離職に限定すると、該当する1番古い論文は、2008年の2件であり、年を追うごとに増える傾向にあるということについても触れている<sup>3)</sup>。

#### 保育者の感情労働・感情管理

太田(2022)は、保育という仕事は子どもと関わり保育をするための肉体労働、保育活動のための計画を立案することや記録を記していく頭脳労働に加え、そうした業務の中で子ども・保護者・上司や職員と関わる感情労働があるとし、それら3つの労働をバランスよく調整していくことが必要であるとしている。保育士が対人援助職としての感情労働をどのようにとらえ、専門職のスキルとしての価値観を持っているかという視点からアンケート調査を実施した。結果からは、専門職としてのキャリアに関わらず感情の動揺があり、それをコントロールすべきと考えているとしている。対人援助職としての感情コントロールの対象については、経験年数の浅い10年未満の保育士は、保護者、子ども、上司同僚に対しての感情労働をかなり意識しているのに対し、20年～30年以上の先輩として責任ある立場になると、同僚の職員や上司とのパイプ役や調整役としての役割も加わることからかなり感情労働を意識していることが窺えるとしている<sup>4)</sup>。

### 保育者に求められる保護者支援

牧野 (2012) が保育者を対象に、保護者支援の内容について自由記述形式で行った調査により上がったものを分類したものである (表1)<sup>注1)</sup>。

調査結果からは保育現場が直面している保護者支援の多様な問題が浮きあがってきたとし、それらの問題を、これからの保護者支援の課題という面から以下のように類型化した。①具体的な子育てに関わるコンサルテーション的なもの、②保護者自身の悩みに関わるカウンセリング的なもの、③虐待などのように福祉的立場から指導を行うガイダンス的なもの、④園の保育内容や管理運営に関わる抗議・要望・クレームへの対応である<sup>5)</sup>。

保育現場が直面している支援の実情は、上記のような内容が一人の対象児の背景に複合的に絡み合っているケースも多い。当然のことながら保育現場には複数の子どもが在籍しており、様々な課題を抱えている複数の保護者の対応や支援を同時進行で行わなければならない状況も生まれる。また保育現場の特性としては、保護者への対応と合わせ、子どもたちの様子に目を向け、その変化への個別の働きかけや保育の環境構成、活動内容の工夫も必要となる。援助の対象を子どもとする場面も重なる。温かな思いやりの心で一人ひとりに寄り添う保育、寄り添う支援を目指すほどに、その保育者の負担感は増していると考えられる。

### 保育所における虐待という新たな課題

保育所における不適切な保育が相次いで報告されたことを受け、国は認定こども園を含む保育所を対象に実態調査を実施 (令和4年12月～令和5年2月) し、494ページにわたる報告書を提出した。これを受け保育士等の負担軽減策を取りまとめ、保育現場の働き方や業務内容の改善、巡回指

表1 保育者の保護者支援に関わる内容と回答者数

保育者の保護者支援に関わる内容の項目	保育心理士	東部地区	D国保育園
① 子育て一般に関わる相談	42	31	12
② 子どもの障害に関わる相談	22	28	3
③ 子どもの発達のつまずきに関わる相談	28	26	6
④ 子どもの言葉のつまずきに関わる相談	32	28	5
⑤ 子どもの病気に関わる相談	21	16	3
⑥ 保護者の養育に対する指導	11	30	1
⑦ 一人親家庭の養育に関わる問題	38	42	2
⑧ 子どもの障害の現状を受け入れない保護者	28	33	4
⑨ 子どもに対する虐待に関わる問題 (ネグレクト)	28 (38)	16 (39)	3 (8)
⑩ 犯罪に巻き込まれている保護者	17	3	1
⑪ 激しいクレームへの対応	48	39	4
⑫ 保育に対する要望や抗議する保護者	57	49	9
⑬ 保護者自身の悩み相談	39	24	2
⑭ 離婚など家庭内不和の問題	21	31	4
⑮ 保護者の精神的疾患による問題 (医師の診断あり)	25 (11)	27 (17)	17 (8)
⑯ 保護者の障害への対応	18	4	2
⑰ 約束事を守らない保護者	17	48	11
⑱ 保護者間のトラブルに関する対応	19	16	4
⑲ 経済的に困難が起きている保護者	47	12	2
⑳ 連絡が取れない保護者への対応	48	53	14

牧野 (2012 : p180). より転載<sup>注1)</sup>

導、児童の記録に関する書類等の見直しなどが示された。保育所等における虐待等への対応として、児童福祉法の改正による制度的対応も検討され、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（2023）」も示された。

温かな想いをもって保育者を志し、子どもたちとの生活の場で実践を重ねてきたであろう保育者たちが不適切な行動に走ってしまった理由はいったい何なのだろうか。保育者不足、保育者の早期離職やバーンアウトに対し多くの対策や研究も進められてきたが、今一度保育現場の実情を見つめ直し「子どもの人権の保障」「安心して子どもを産み育てられる社会」に向けた、現場保育者に届く対策や研究が必要である。

## 考 察

### 保育者というイメージ

保育者養成の現場で学生と出会う度に「なぜ保育者を目指したのか」「どのような保育者を目指したいのか」と問い、他者の考えにも触れる機会を設けている。多くの学生が目指す保育者像からは「元気に明るく」「優しく」「温かく」「気持ちに気づける」「気持ちに寄り添える」「公平に」「平等に」「一人ひとりを大切に」といった言葉が返ってくる。過去に出会った保育者たちがモデルとなり、未来の自分を重ねてのイメージなのだを感じる。一方、我が子を担任する保育者に求めるものも同様で、「元気な先生」「優しい先生」「温かな先生」といった表現が使われる。保護者と言葉を交わす機会にも、感謝の想いをもってこのような表現を用いる保護者が実に多い。保育者自身も同様であり、保育者とはこうあるべき、こうあらねばならないという愛情に満ちた保育者像がいつも心の隅にあり、自身の中に生じる陰性感情に気づくと苛立ちや嫌悪感を抱き、駄目な自分にマイナスの評価を出し追い詰めていくのではないだろうか。

保育者の離職に関して論じている井上（2022）も、保育者の離職に関する専攻研究が、多様な観点から分析されているとしたうえで、保育者の仕事が子どものために自己犠牲をいとわない高尚な仕事だと思われていることに問題意識をもっていない点が課題だと言及している<sup>6)</sup>。

「駄目な自分」「弱い自分」「嫌な自分」を知っていることは恥ずべきことではなく、人間らしさであり、援助者として他者の感情に気づき共感できる一面をもっていると言うことではないだろうか。自らの失敗に苦しさを感じるということは、実践者であり続けている証である。

### 自己覚知の必要性について

論者は長く保育の現場に立ち多くの仲間たちと実践を重ね、保護者支援の重要性を実感してきた。様々な事例に出会い保護者と言葉を交わし、たくさんの課題にも出会ってきた。保護者支援が保育者の大切な業務の一つとして定着していく中、対人援助職としての知識不足を痛感し、社会福祉士養成課程での学びを開始した。講義の中での学びを通して、その重要性を再認識したのは対人援助職に不可欠な「自己覚知」である。また広く地域社会の状況を学ぶこと、対人援助の基本を学び直すことは自身の自己覚知にもつながったと感じている。

標準社会福祉用語辞典によると、自己覚知とは「他者に対する自身の考えや対応の根拠がどこにあるのか、どうしてそのような対応をする自分があるのかを可能な限り客観的に自覚し、感情や態度をコントロールすること」であり、「利用者に共感し、受容するために自らを知り、感情・行動を制御すること」と記されている<sup>7)</sup>。自己覚知が行われなければ、クライアントとの適切な援助関係を構築することはできず、援助者自身の心を守ることもできないと言われるが、自身を知る、自身を見つめる、自身と対話するということはとても難しいことである。

日々の実践場面において保育者が行っている感情的実践場面での感情管理を考えると、自身の感情をコントロールする場面でのみ行われるのではなく、関わる人との関係を通して営まれている。他者とコミュニケーションを取り言葉を交わす場面においても自らの感情をコントロールしながら耳を傾け、関わるさまざまな人に対応している。①自らの感情をコントロールし業務に向かっている場面、②援助対象者の感情の変化を感じ取り、相手の状況に応じて感情を操作する場面、③保育者同士が互いの感情の変化を感じ取り、必要に応じて支え合い連携する場面である。

「なぜ、保護者との信頼関係を築くことができないのか」「なぜ、自分自身の中に苛立ちや不安や怒りが生じているのか」など、他者との対応場面での自身の状況や心への問いは、相手の心を想像することにつながり、次の言動を引き起こす原動力となっているのではないだろうか。

#### 支援者支援・心のケアの必要性について

不適切保育の調査を受け、負担軽減や働き方等の対策が示された。肉体労働や頭脳労働部分の負担軽減としては必要な見直しとなるであろうが、心が疲れ、心が悲鳴を上げている状況の改善には、その「心のケア」という点を考える必要があるのではないだろうか。

早期離職に関する先行研究の動向を整理した木曾（2018）は、厚生労働省が推進している保育士の待遇改善や研修実施は重要であるが、それだけでは早期離職の防止としては不十分であると考えられると言及している<sup>8)</sup>。

藤岡（2020）は、「支援者が支援されてこそ、子ども支援が成り立つ」、そして「子どもの支援のためには支援者支援が必須である」とし、様々な養育論あるいは支援論の根底として、支援者にまなざしを向けていくことの重要性を強調している。支援者が、子どもとの関わりの中でつらさや、きつさを感じながらも、それにめげることなく、立ち直り、その立ち直りの過程こそが子どもの立ち直りとも同期するのであるとし、だからこそ、支援者を支援する観点が必要となるのであると述べている<sup>9)</sup>。

また、ケアラーの心理的傷つきに関する試論を論じている申崎（2021）は、ケアラーは他者の弱さや脆さに寄り添うことにより自分の心が傷つきやすい状態となるだけでなく、相手の必要性に応えるために、自分の心の状態を管理する。時にはケアの相手の言葉や行動に傷つき、落胆し、怒りを覚えることもあると思われるが、ケアラーには倫理的に自分の行動を理性的に管理することが求められ、そのことがケアラーの心理的負担を増大させると推測される。ケアラー支援を考える時、ケアワークそのものの負担だけではなく、ケアを担うことによる心理的傷つきという観点を持つことにより、より細やかなケアラー支援が可能になると考えられると述べている<sup>10)</sup>。

武井（2006）は、著書『ひと相手の仕事は何故疲れるのか－感情労働の時代』の中で、「ケアすることを本当に学ぶことができるのは、みずからケアされる体験を通してだけだと信じています」と記している。危機に遭遇することの多い職種で実施されている、「デブリーフィング」について触れている。当事者が集まりそれぞれが体験したことを話し合うことで、辛い思いをしているのは自分だけではないということを知る機会になり、共感ストレスや共感疲労に陥りやすい教員やセラピスト、研究者等に用いられている。こうしたかたちで誰かに話を聞いてもらい、受け入れてもらう体験は、ケアされる体験であり、感情労働に従事する者がバーンアウト（燃え尽き）せずに生き延びていくために不可欠であるとしている。必ずしも問題解決を目指すわけではないこうした話しあいは無駄話とみなされ、話しあいの場や時間が削られる傾向にあることは残念なことであるとも述べている<sup>11)</sup>。

保護者支援においては、言葉を交わすやり取りの中で保護者自身が認められ、共感され、肯定されて、自分らしく前向きに進むことができるのだと感じる。援助者として業務に向かう保育者にも、心を開き、被援助者として受け止めてもらう経験の場を確保することが必要である。

#### 心を揺らし生き生きとした感情を取り戻すための試み

幼稚園園長時代実践の場で、保護者講話「絵本とお話の会」に取り組んできた。子育ての応援や保護者の息抜きの場を目指したその会では、絵本の読み聞かせを通して、子どもの心の声への気づき、忘れかけていた感情を思い出し素直な自分の感情に出会う時間を手渡せたらと考えていた。集う保護者同士の交流の場にもなり言葉を交わす場の提供にもなっていた。

絵本の読み聞かせは職員会議の場で実施することもあった。保育者集団として抱えているその時々課題や揺れに直接向き合う会議や研修も必要であるが、それぞれの心を柔らかく整えてくれるたった一冊の絵本が空気を換え、表情を変え、集団としての方向性を変えていくこともある。

現在は授業を通して学生への読み聞かせを行っている。保育者養成という場で、知識だけを一方的に教えるのではなく、絵本を通してさまざまな感情に出会い、感じて考え、心を揺らし、自らの言葉で表現する。そんな時間も大切にしたいと思っている。

現場保育者たちは日々子どもたちへの読み聞かせを行っているが、保育者も単純に絵本の世界観を楽しみ、「優しさ」「怒り」「悔しさ」「揺れ」「寂しさ」たくさんの感情に触れ、出会う人の心に自らの心を重ね想像し、感じ取る時間を大切にして欲しいと願っている。保育者の心のケアは、小さな取り組みと工夫で、その集団らしい形として取り入れていくこともできるのではないだろうか。

#### まとめと今後の課題

少子化が進み乳幼児期の子どもが減っているにもかかわらず、保育士不足や待機児童の問題が解消されず、保育者の早期離職やバーンアウトも課題の中、保育者等の虐待という問題も表面化してきた。

現場には助けを必要とする保護者がいる。そして、現場には助けが必要な保育者たちがいる。ま

ぎれもない事実である。開所時間が長くなり子どもの在所時間が延び、配置基準が見直されていない現状の中で、どのように時間の確保をし、どのように自らの心を整え、どのように一人ひとりに寄り添った支援をしていくのが保育現場の課題である。どのように保育者たちの心を守っていいのかという点も、保育現場に求められる大事な課題であると感じる。

### 相談援助技術の学びの必要性

実践の場であらう保護者や地域で子育てしている保護者とのやり取りにおいては、相談場面を通してその言動や表情などから対象者の心の声を感じ取る目と心が必要であり、どのように信頼関係を構築し、どのようなアプローチを行っていくのかなど、対人援助職としてソーシャルワークの基礎的なスキルは欠くことができない。保育者養成、資格取得時の学びに留まらず、相談援助の理論や方法と実践との照らし合わせを行いながら学びを積み重ねていく必要性を感じる。

### 引用文献

- 1) 森重 功・浦田雅夫. (2008). 対人援助職にとっての自己理解について：心理臨床場面における自己理解の過程から. *奈良佐保短期大学研究紀要*, **15**, 87-92.
- 2) 内閣府. (2005). 平成17年版少子化社会白書第2章少子化対策に関するこれまでの取り組み. <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w2005/17webhonpen/index.html> (2023年7月22日4時20分)
- 3) 井上剛男. (2022). 保育者の離職をめぐる研究動向に関する一考察. *鈴鹿大学教職教育センター紀要*, **3**, 1-13.
- 4) 太田早津美. (2022). 保育における感情労働について：保育士は対人援助職として感情労働をどのように感じているか. *桜花学園大学保育学部研究紀要*, **25**, 37-49.
- 5) 牧野佳一. (2012). 保育現場における子育て相談と保護者支援の在り方. *筑紫女学園大学短期大学部紀要*, **7**, 179-191.
- 6) 前掲3)
- 7) 中村磐男・助川征雄・牛津信忠・池 弘子・山口 圭. (2010). *標準社会福祉用語辞典 (第2版)* (p.183). : 秀和システム.
- 8) 木曾陽子. (2018). 保育者の早期離職に関する研究の動向：早期離職の実態、要因、防止策に着目して. *関西国際大学社会問題研究*, **67**, 11-22.
- 9) 藤岡孝志. (2020). *新・MINERVA 福祉ライブラリー⑧支援者支援養育論：子育て支援臨床の再構築* (pi). : ミネルヴァ書房.
- 10) 串崎幸代. (2021). ケアラーの心理的傷つきに関する試論. *千里金蘭大学紀要*, **18**, 61-65.
- 11) 武井麻子. (2006). *ひと相手の仕事はなぜ疲れるのか：感情労働の時代* (pp.180-181). : 大和書房.

### 参考文献

川村隆彦. (2006). *支援者が成長するための50の原則：あなたの心と力を築く物語*. : 中央法規出版.

こども家庭庁. (2023). 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン.

〈[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/13e273c2/20230512\\_policies\\_hoiku\\_3.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/13e273c2/20230512_policies_hoiku_3.pdf)〉 (2023年8月14日12時40分)

子ども家庭庁・文部科学省. (2023). 昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について.

〈<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=19402&ct=090020180>〉 (2023年8月14日12時25分)

厚生労働省 (編). (2008). 保育所保育指針解説書. : フレーベル館.

厚生労働省 (編). (2017). 保育所保育指針解説書. : フレーベル館.

相馬直子・松木洋人 (編著). (2020). 子育て支援を労働として考える. : 勁草書房.

多田ゆりえ・細羽竜也. (2017). 自己覚知の定義の構造化と機能の一考察. 県立広島大学保健福祉学部誌人間と科学, 17 (1). (pp.49-58).

武井麻子. (2021). 思いやる心は傷つきやすい: パンデミックの中の感情労働. : 創元社.

## 注 釈

注1) 保育心理士の養成講座およびフォローアップ講座への参加者112名(対象保護者1563人)と大分市東部地区保育士101名(対象保護者1393人)及びD保育園の保育士28名(対象保護者108人)とした調査結果資料。

